○農林水産省令第二十号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十一条第三項、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十八条第二項及び第三十四条第四項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項及び第百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

農林水産大臣　野上浩太郎

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官、食料自給率専門官及び環境企画官）	（技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官、食料自給率専門官及び環境企画官）
第四条　政策課に、技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官二十三人、企画官三十四人、調整官七人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官四人、食料自給率専門官二人及び環境企画官三人を置く。	**第四条**　政策課に、技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官二十四人、企画官三十四人、調整官六人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官四人、食料自給率専門官二人及び環境企画官三人を置く。
2～14　（略）	2～14　（略）
（統計品質向上室並びに管理官、総務・会計専門官及び統計品質管理官）	（統計品質向上室並びに管理官、総務・会計専門官及び統計品質管理官）
第十条　管理課に、統計品質向上室並びに管理官一人、総務・会計専門官一人及び統計品質管理官二人を置く。	**第十条**　管理課に、統計品質向上室並びに管理官一人、総務・会計専門官一人及び統計品質管理官二人を置く。
2～5　（略）	2～5　（略）
6　統計品質管理官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る統計の品質の管理に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	6　統計品質管理官は、農林水産省の所掌事務に係る統計の品質の管理に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
（統計管理官、数理官、情報企画官及び統計データ分析推進企画官）	（統計管理官、数理官及び情報企画官）
第十三条　統計部に、統計管理官二人、数理官一人、情報企画官三人及び統計データ分析推進企画官一人を置く。	**第十三条**　統計部に、統計管理官三人、数理官一人及び情報企画官三人を置く。
2・3　（略）	2・3　（略）
4　情報企画官は、命を受けて、統計企画管理官のつかさどる職務のうち統計に関する情報システムに関する技術の研究並びに当該システムの設計及び利用に関する専門の事項並びに統計企画管理官のつかさどる職務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関するものを助ける。	4　情報企画官は、命を受けて、統計企画管理官のつかさどる職務のうち統計に関する情報システムに関する技術の研究並びに当該システムの設計及び利用に関する専門の事項並びに統計企画管理官の職務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関するものを助ける。
5　統計データ分析推進企画官は、命を受けて、統計企画管理官のつかさどる職務のうち統計の高度な分析に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関するものを助ける。	（新設）
（検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官）	（検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官）
第十五条　検査課に、検査官百十一人、上席検査官七人、次席検査官十八人及び検査情報分析官二人を置く。	**第十五条**　検査課に、検査官百十八人、上席検査官七人、次席検査官十八人及び検査情報分析官二人を置く。
2～5　（略）	2～5　（略）
（企画官、食料産業専門官、危機管理専門官及び金融専門官）	（企画官、食料産業専門官、危機管理専門官、金融専門官及び消費税転嫁対策官）
第二十四条　企画課に、企画官、食料産業専門官、危機管理専門官及び金融専門官それぞれ一人を置く。	**第二十四条**　企画課に、企画官、食料産業専門官、危機管理専門官、金融専門官及び消費税転嫁対策官それぞれ一人を置く。
2～5　（略）	2～5　（略）
（削る）	6　消費税転嫁対策官は、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）第三条及び第八条の規定に違反する行為の防止及び是正に関する事務を行う。